

## スリットランプ顕微鏡 30GL

### 【形状・構造及び原理等】

#### 1. 構成

- (1) 顕微鏡部
- (2) スリット部
- (3) 架台部
- (4) 顎台部
- (5) パワーアダプター



#### 2. 機器の分類

電撃に対する保護の形式による分類:クラスII 機器

電撃に対する保護の程度による装着部の分類:B 型装着部

#### 3. 電気的定格

電源電圧 : AC100-240V

周波数 : 50-60Hz

#### 4. 寸法及び重量

寸法 : (W) 348mm (D) 369mm (H) 676mm

重量 : 12.5kg

: パワーアダプター 130g(プラグ部分含まず)

#### 5. 作動・動作原理

チンダル現象を利用し、スリット部からの細隙光を眼に照射することにより、眼の組織あるいは異物や病変を観察することができる。

### 【使用目的又は効果】

人の眼球及びその附属器を細隙光により照明し、拡大像を診断のための情報として提供することを目的とする。

### 【使用方法】

- (1) 調光ノブを回して電源を ON にする。
- (2) 検者にあわせ顕微鏡の視度調節及び眼幅を調整する。
- (3) 患者の顎を顎受けに乗せ、顎を顎当てにしっかりと当てさせる。
- (4) 患者の観察部位(眼)が照明エリアの中心にくるように顎受け又は架台を上下に調節する。
- (5) 顕微鏡の倍率、スリット光の幅、長さ及び光量等を調節する。
- (6) それぞれの観察法によりジョイスティックハンドル等を適切に操作し、観察、検査を行う。
- (7) 観察、検査の終了後、調光ノブを回してスリットランプの電源を OFF にする。

### 【使用上の注意】

#### 1. 使用前の注意

- ・水のかからない場所で使用する。
- ・気圧、温度、湿度、通風、日光および塵埃、塩分、硫黄分などを含んだ空気により悪影響の生ずる恐れのない場所で使用する。
- ・傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)などがない安定した場所で使用する。
- ・可燃性薬品、可燃性ガス、高濃度の酸素がある場所で使用しない。
- ・パワーアダプターに表示されている電圧と周波数の条件に合うコンセントに接続し使用すること。
- ・製品に付属のパワーアダプター、または当社指定の電源以外は使用しない。
- ・強い磁力のある場所では使用しない。
- ・濡れた手でパワーアダプターをコンセントから抜き差ししない。
- ・コードに重いものを載せたり、挟んだりしない。
- ・各部の機能が正常かつ安全に作動することを確認する。

#### 2. 使用中の注意

- ・機器全般に異常のないことを絶えず監視する。
- ・機器の異常が発見された場合には、安全な状態で機器の動作を止めるなどの適切な措置を講じる。

#### 3. 使用後の注意

- ・使用後は必ず調光ノブを回して電源を OFF にする。
- ・パワーアダプターの取り外しに際しては、コード部分を持って引き抜くなど無理な力をかけない。
- ・使用後は必ずダストカバーにより保護する。
- ・長期保管する場合には、装置に悪影響の生ずる恐れのない場所に保管する。

#### 4. その他の注意

- ・故障した場合、機器が故障中であり使用できない事を表示する。
- ・装置の改造等は絶対にしない。
- ・装置に付属のパワーアダプター以外は使用しない。
- ・装置が故障した場合、弊社が認定した修理業者以外には修理を行わない。

取扱説明書を必ずご参照ください

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 1. 保管環境

下記の条件で保管すること。

温度：-10～+55℃

相対湿度：10～95%（結露のないこと）

気圧：700～1060hPa

#### 2. 耐用期間

適切な使用を行った場合に限り、8年

[自己認証（当社データ）による]

#### 3. 保管

- ・水のかからない場所に保管すること。
- ・気圧、温度、湿度、通風、日光、塵埃、塩分、硫黄分等を含んだ空気により悪影響の生じる恐れのない場所に保管する。
- ・傾斜、振動、衝撃等がない安定した場所に保管する。

### 【保守・点検に係る事項】

#### 1. 使用者による保守点検事項

- ・使用しないときはダストカバーをかける。
- ・長時間使用しないときは、パワーアダプターをコンセントから抜く。
- ・装置の清掃は、やわらかい布で乾拭きする。
- ・汚れがひどいときには薄めた中性洗剤に浸して硬く絞った布で拭き、そのあと乾拭きする。
- ・レンズが汚れた場合はレンズクリーナー（市販品）で汚れを拭き取ってください。

#### 2. 消耗品の交換

- ・顎紙の交換
- その他保守・点検は「取扱説明書」の「保守・点検」を参照のこと。

#### 3. 取扱い業者による保守点検

- ・使用者による保守点検と同等の内容
- ・装置の機能、性能に関する保守点検は取扱い業者では行わず製造販売業者へ連絡をしてください。

### 【製造販売業者および製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者：株式会社タカギセイコー

製造業者：株式会社タカギセイコー

取扱説明書を必ずご参照ください